令和元年度第2回自立支援協議会相談支援部会 議事要旨

- **1**. **開催日時** 令和元年 7 月 31 日 (火) 午後 1 時 30 分~ 3 時 45 分 (非公開開催)
- 2. 開催場所 市役所4階S2・S3会議室
- 3. 出席者(委員) *団体名のみ記載

リーダー:(福)パーソナル・アシスタンスとも

サブリーダー:(福)サンワーク

委員:いちょうの会、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市身体障害者福祉会、浦安手をつなぐ親の会、(福)敬心福祉会、(特非)発達わんぱく会、(特非)かぷあ、(特非)タオ、(福)佑啓会、(福)浦安市社会福祉協議会、介護給付費等の支給に関する審査会、新浦安駅前地域包括支援センター、猫実地域包括支援センター、社会福祉課

(事務局) 障がい事業課、障がい福祉課

4. 議事次第

- 1. 開会
- 2. 議題
- (1) 第1回作業部会の振り返り
- (2) 相談支援体制イメージの確認について (平成30年度第4回相談支援部会の資料より)
- (3) 事例検証
- (4) 相談支援マップについての意見交換
- 3. 閉会
- 4. 配布資料

資料1 第1回作業部会の振り返り

資料2 相談支援体制のイメージ

5. 議事概要

1. 第1回作業部会の振り返り

第1回作業部会では架空の相談事例を基に相談支援パターンの類型化を行った。 前回の内容をチャート図化したものを提示し、第1回作業部会の振り返りをしなが ら、相談マップやチャート図のイメージについても意見を伺った。

■主な意見(リーダー:リ、サブリーダー:サ、委員:委、事務局:事)

委:図は非常にわかりやすい。相談ケースが動き出すとその場その場の対応に追われて しまうので、こういう図があると一度振り返って、ここに聞けるのか、こういう方 法があるかということが振り返れる。

最終形ではないと思うが、実務の時には、図の下に電話番号があると使い勝手がよくなると思った。

- 委:通院ができず、どこに行っていいのかわからず、行き詰る方もいるので、そんな方 にはこの表を見て提案して役に立てたらいいなと感じた。
- リ:相談支援の動きを可視化することで、浦安の相談体制の標準化にもつながっていく と思う。
- サ:この図は、相談受付票やアセスメント表等が全部がつながっている。モデルケース のように色々な機関が関わっている場合、関わりが一目でわかれば、他の相談支援 事業所に移った時に、今までの関係機関の関わりがわかる指標になったりもするの ではないか。
- 2. 相談支援体制イメージの確認について(平成30年度第4回相談支援部会の資料より) 色々な場面で使っている「相談」という用語について、それぞれどのような意味で 使っているか、また、どのような対象者なのかについて、確認を行った。

■主な意見(リーダー:リ、サブリーダー:サ、委員:委、事務局:事)

- 委:資料中、指定一般相談(地域移行・地域定着)で基幹相談支援センターが△になっているのはどういう意味か?また、ソーシャルサポートセンターでは知的・身体の方の地域移行を行っているのか。
- リ:基幹では個別の給付ではなく、「市からの委託相談」として、精神・身体・知的の方の施設・病院からの地域移行を支援しているので、実績的には△となっている。
- サ:ソーシャルでは実績でいうと、知的・身体の方の移行はやっていない。地域移行の 依頼は病院からほとんどないのが現状だ。市外で長期入院している人は多いが、家 族の協力でサービスを使わずに退所する方も多いのではないか。

地域移行支援の実績は、昨年で4~5人となっている。

域移行支援は、個別給付で言えば、6カ月で退院するのが基本的だが、なかなか6カ月で退院ということも難しく、1年になったりして、退院に向けて動いている状況。

- 委:「障がい者相談支援(委託相談)」で市役所と基幹が相談を受けることになっている。 高齢者相談でも、一般の市民はまず市役所に行くので、市役所に行き、その後地域 包括支援センターに回されることがあり、市役所と地域包括とどう違うのかと聞か れ説明が難しいという現実がある。そこは障がいの場合どうなっているのか。
- リ:多くの方は障がい福祉課に行き、その後、基幹を紹介されることが多い。基幹は土曜日も開所しているので、福祉課と同じように障がい福祉ガイドブックを見ながら

困りごとを聞くということをしている。

委:基幹は圏域とかはないのか。(地域包括は担当の圏域がある。)

委: 基幹は1か所しかないので、圏域とかはない。

委:相談(すべての相談)に計画相談支援事業所が黒丸となっている。

このような相談は、生活相談というのが $6\sim7$ 割ぐらいを占めていると聞くが、計画相談支援事業所がそこを担当するのはとても大変ではないか。

自分の受け持っている計画相談に付随する普通の相談、家族のことやその他のことは聞くのだろうが、この表がオープンになった際には、△くらいがいいのではないか。計画相談事業所の方には、一般の方から相談がたくさん来たときには、結構負担になるんじゃないかと思う。

委:相談を受けても、受けるだけ受けて、ちょっと対応できないような状態が想定されるなと思う。

委:こどもが発達障がいかどうかがまだわからない中での発達のご不安というのを受ける最初の場所が、どうしてもこども発達センターになる。ただ、発達センターは、長いときで2カ月ほど待たされる。そうなったときに、お母さんが、やっと連絡したのに2カ月、また何も相談できずに待たなくてはいけないというのが起きている現状では、全ての相談を受ける中に、積極的にそういうご不安を抱えるお子様を持つご家庭の対応をしていけたらいいなとは思っている。

サ:ソーシャルでは、すべての相談を受けている。個別給付の例えばヘルパーの利用から入ったつもりが、個別給付だけ済まない相談の場合に、ヘルパーの対応しか聞かない、モニタリングもそこだけしないとはできない。

リ:介護保険のケアマネージャーと地域包括支援センターの関係性と同じようなことって起きている。ケアマネージャーは、介護保険サービスの調整が主だけれども、それ以外のサービスとは直結しないような相談を地域包括支援センターで受けてほしいという依頼は現場から入ってくるものなのか。

委:そういった相談は各地域包括支援センターのほうで受けることもあるかと思う。

委:やはり直接、ケアマネが相談を受けるということは少ない。ケアマネは現場で40件、50件持っているので、そこで展開される中での問題は相談を受けつつ、あふれてきた部分に関しての地域包括へのアドバイスを求めてくるということは多々あると思う。

一般の市民が、直接ケアマネージャーに相談というのは少ないのかなと思う。

リ:構図は障がいも介護も似た感じだ。現場で40~50件抱える中、この後の事例のように権利侵害に直結するようなケースで、すぐに対応してくれる機関につなぐことの一助にこの図がなれば、市全体で権利擁護活動が推進されるのではないかという取り組みだというふうに考えることもできるのではないか。

3. 事例検証

祖母、父親、母親、子ども2人の5人世帯。母は精神障がいを持ち、福祉サービスを受けている。特にこどもの虐待の疑い、祖母への八つ当たり、母の状態についてこどもへどう説明したらいいかを祖母が民生委員に相談をし、その民生委員から相談を受けた場合と仮定して、初期対応やどの情報に着目し連携をするかについて検証した。

■主な意見のまとめ

障がい、高齢、子どもの各機関が関わる世帯の事例が増えている中、色々な視点から 解決への道筋を検証することができた。

子どもが関わる事例は難しく、高齢者だけでなく、子どもの部門とも事例検討や意見 交換を定期的に行ってはどうかという意見があった。

また、チャート図を作成後、実際にはその体制をどのように実働させていくかが権利 擁護の観点からも重要だということを確認した。